

法改正以外のPFI制度の拡充(PFIの活用のために)



PFIは公共施設の整備・運営に関する手法の一つです。

創設した制度は 実際に公的主体・民間事業者が活用してもらう必要があります。そこで、制度を活用してもらうために、法令の整備だけでなく、制度の運用改善等についても積極的に進める必要があります。

その一環として

- ① PFIに関する税制特例措置
 - ② 地方公共団体へのPFI発注業務に対する支援
 - ③ PFI導入手続、事業者選定手続きの簡素化等
- 等を実施して行きます。

【PFIに関する税制特例措置】

【従前からの特例措置】

■ 不動産取得税、固定資産税、都市計画税の軽減

PFI事業者が公共施設等を整備し取得する場合に課される税金について、一定の(サービス購入型かつBOT方式であること等)を満たす場合には、課標準の2分の1の軽減。



【法改正に伴い追加される特例措置】

■ 法人税(運営権の減価償却)

運営権を法人税法上の減価償却資産とする(耐用年数は存続期間)。これにより、運営権を取得する際に要した金額について、後年度にわたり損金算入が可能となり、運営期間中の法人税負担が軽減。

※ 今回の法改正で追加される対象施設(賃貸住宅(公営住宅以外)、船舶・航空機・人工衛星)に関する従来からの不動産取得税・固定資産税・都市計画税の特例措置の適用については、今後、具体的ニーズに照らして検討。

【その他】

1. PFIの実務経験者の派遣

PFI実務経験者等からなる「PFI専門家派遣制度(仮称)」を創設することにより、地方公共団体・民間事業者からの求めに応じて専門家を事業地に派遣し、事業地で指導を行う体制を整備する。

2. PFIのワンストップ窓口

地方公共団体から問い合わせがあった際に、PFI推進室が「PFIのワンストップ窓口」として、室内に配置している専門家、あるいは当該専門家を通じて外部の専門家(金融、法律、会計、コンサルタント等)の意見を聴き、一括して回答できる体制を整備する。

(内閣府 PFI法改正法に関する説明会資料より)